

R4補正 水産業スマート化推進事業に関する Q&A

No.	分類	問	答
1 - 1	対象	助成対象となる機械等はどのように選定されるか。	マリノフォーラムが機械等を公募し、外部の有識者で構成される審査委員会にて機械等が要件を満たしているか審査し、水産庁長官の承認を受けて選定されます。
1 - 2	対象	開発中の機械等も助成対象となるか。	対象は市場流通段階のものです。ただし、事業期間中に発売開始のものは対象になります。
1 - 3	対象	PCやタブレット等を導入することも可能か。	導入する機械等と一体で整備する必要があるものについては対象となります。機械等を導入せずタブレット等だけを導入する取組や、汎用性の高いものは対象となりません。
1 - 4	対象	ソフトウェアの更新は可能か。	連携する通信環境の変化などに応じ、効果的な利用のために行う場合は可能と考えます。
1 - 5	対象	新規就業者も対象となるか。	新規就業者も対象です。
1 - 6	対象	都道府県の水試が事業実施者(機械購入者)になることは可能か。	対象になりません。
1 - 7	対象	事業実施者は事業実施機関の構成員でなければならないか。	構成員である必要はありません。
1 - 8	対象	漁協が機械等を導入し、それを漁業者に貸出すことは可能か。	サービス支援タイプの類型(運用通知別表2)に該当するのであれば、漁協も事業実施者になることが可能です。
1 - 9	対象	自分の生産現場で使用することを目的に支援サービス事業タイプを申請することはできるのか。	サービス事業とはそのサービス事業組織が漁業者のためにサービスを提供する事業者のことで、購入した機械等を自らが利用する目的では申請いただけません。
1 - 10	対象	水産業支援サービス事業体として民間企業や民間団体が事業実施者になるケースの要件について、商業ベースでの実績が必要か、試験的に実施した実績、さらには新規起業する場合も対象になるか。	公募要領別表1に記載の通り、民間企業や民間団体の場合、商業ベースでの実績が必要です。試験的に実施した実績、さらには新規起業する場合は対象となりません。
1 - 11	対象	内水面も対象となるか。	対象となります。
1 - 12	対象	陸上養殖も対象となるか	対象となります。
1 - 13	対象	観賞魚の養殖も対象となるか。	対象となります。
1 - 14	対象	遊漁での申請は可能か。	本事業は水産業のスマート化を目的としており、本事業の趣旨に合わない申請内容である場合、採択できません。
2 - 1	申請	一事業実施者が、漁業者グループ等導入利用タイプと共同利用タイプの両方に応募はできるか。	一事業実施者は一度しか助成申請できないので、両方への応募はできません。
2 - 2	申請	同一の事業実施者が一度登録機械 A の助成を受け、それ以降の助成申請で機械 A とは関連しない登録機械B の助成申請書を出してもよいか。	事業実施者は、この事業で助成を受けられるのは、1 回限りです。ただし、一度に複数の種類の機械の申請はできます。
2 - 3	申請	他事業との併用は可能か。	同一の内容について、本事業以外の国、独立行政法人等が助成する事業(補助金、委託費等)との併用は認められません。
2 - 4	申請	水産業のスマート化推進支援事業(R3補正)で助成を受けた場合、R4補正の助成を受けることはできるのか。 別の機械であれば申請可能なのか。	新しい取組を優先的に採択します。 Q2－5と同様に、既存事業の方に何らかの制約がないか、最終的には個別案件毎の判断となります。 また申請時に助成内容等を公募要領別記様式第4号の調査票に記載いただきます。

No.	分類	問	答
2 - 5	申請	漁業構造改革推進事業(もうかる漁業創設支援事業等)、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(漁船リース事業)、水産業成長産業化沿岸地域創出事業(新リース事業)、競争力強化型機器等導入緊急対策事業、養殖業体質強化緊急総合対策事業で整備した船・機器については、本事業については補助対象外か。	漁船リース事業等他事業の方に何らかの制約がないか、最終的には個別案件毎の判断となりますので、これらの事業実施主体に支障がないか確認してください。 注意点として、以下が考えられます。 ・既存事業の補助対象と被っていないか。(既存事業の計画に対象が含まれていないか。) ・既存事業に関連し、すでに締結している契約内容に変更が生じるものでないか。 ・工事にあたり事前に農水省の承認が必要でないか。(船体・施設への機械取付工事等) ・目標の設定はそれぞれ区分可能なものとして整理できるか。 ・既存事業の計画変更を伴うものでないか。(目標設定の変更など) ・これら承認や計画変更を伴う場合、相当の時間を要することもあり、スケジュール上問題ないか。(事業実施期間内にすべて終えるものか。) 申請時に、過年度における国が実施する他事業の活用状況、今年度申請中の事業、既に採択が決定及び実施している国の事業があれば、その事業名等を公募要領別記様式第4号の調査票に記載いただきます。
2 - 6	申請	漁業者(申請者)に他県漁業者が含まれても申請は可能か。	可能です。事業実施機関についてはどちらかの県の事業実施機関が受付可能であればそちらで引き受けていただいて構いませんが、どちらでも引き受けることが難しく、全国的な組織にお願いしたい場合はマリノフォーラムに早めに相談して下さい。
2 - 7	申請	県をまたぐグループの場合も販売店は同一であるべきか。	グループで発注(共同購入)ですから、購入する機械等で同一であるべきです。
2 - 8	申請	同一地域内で、同一機種の導入にあたり、複数のグループを作りそれぞれ申請することは可能か。	同一機種の購入希望であっても、別の漁業者グループとして、別々の申請になることはあり得と考えられます。
2 - 9	申請	3人以上の漁業者で、本体およびパーツといった関連する2種類以上の助成対象の機械等を導入する場合、一部の機械等のみ導入する者がいても対象となるのか。	3人以上の漁業者全員が同じ登録番号の機械等を導入する必要があります。例えば、3人のうち2人は2種類(登録番号X-1、X-2の機械等)、1人のみ1種類(登録番号X-1の機械等)を申請するといった場合は対象となりません。
2 - 10	申請	3人以上の漁業者グループで、対象の機械等の本体およびその付属品を導入する者と本体のみを導入する者がいても対象となるのか。	対象となります。 なお、付属品のみを導入する者がいる場合は対象となりません。
2 - 11	申請	導入する機械等の組み合わせは同一でなければならないか。例えば、漁業者①～⑥と機械 A,B があつたとき、漁業者①～③が機械 A を導入、漁業者③～⑥が機械Bを導入する2機種の申請は可能か。	機械等登録番号が同一である機械等の導入となりますので、構成メンバーでそろえて申請してください。ご質問の例の場合、以下3パターンになります。 (1)漁業者①～⑥が機械Aのみを導入 (2)漁業者①～⑥が機械A、B両方を導入する (3)漁業者①～③、漁業者④～⑥で別々の申請グループにする
2 - 12	申請	一体で整備する必要がある機械の場合、登録機械以外との組み合わせも可能か。	登録されていない機械を含む組み合わせでスマート化が実現するならその申請は認められる場合もありますが、登録されていない機械の代金については補助対象にはなりません。
2 - 13	申請	組み合わせが必要なパーツとして登録された機械と既に所有している機械との組み合わせでは採択されないか。	基本的にパーツとして登録されている機械等は単体での購入を想定したものではありませんが、既設の関係する機械やシステム等との組み合わせによりスマート化に資する取組が可能な場合、これら関連する機械、システム等の本来の機能を評価するとともに、パーツ追加後のスマート化の発揮を含めた審査を行います。

No.	分類	問	答
2 - 14	申請	助成対象額の上限は ①漁業者の人数に関わらず1申請毎で、一律補助上限額 1,000～1,500 万円か、 ②1 漁業者あたり1,000～1,500 万円となるのか。	本事業の補助上限額は、1 申請当たりであり、①となります。
2 - 15	申請	機械の設置のための建屋の工事も補助対象となるか。	公募要領別紙2の経費の説明のとおり、機器実装費に含まれないものは補助対象外です。建物等施設の建設工事のような費用は対象外です。
2 - 16	申請	アプリケーション・クラウドサービスの利用費（月額、年額等）に係る補助対象経費はどのように算出するのか。	アプリケーション・クラウドサービスの利用費のうち補助対象となるものは、当該利用費の見積書等が確認できるもので、利用期間が補助事業の実施期間（～令和6年3月）を超える場合の補助対象経費は、按分等により算出された当該補助対象期間分のみとなります。（⑨「機器実装費」の説明より。）
2 - 17	申請	支援サービスタイプは、漁協等が機械を購入して、漁業者にデータを提供するにあたり、複数台必要な場合、上限額内であれば、複数台導入することは可能か。	提供するデータを漁業者に適切に活用いただくために必要な台数であれば可能です。
2 - 18	申請	予算と採択数の関係で補助額が減額される可能性はあるか。	審査委員会での審議を経て、評価の高い申請から採択します。予算の上限に達した場合、採択できない案件もあり得ます。
2 - 19	申請	提出者の概要がわかる資料はグループの場合は全員分か。	構成員全員分が必要です。
2 - 20	申請	第2回の機械登録の時期と採択結果の公表は。	機械等登録公募は第1回のみです。
2 - 21	申請	採択申請の結果はどのように知らせてくれるのか。	応募者には、採択・不採択に関わらず、個別に審査結果をお知らせします。
2 - 22	申請	助成申請の締め切りを過ぎての申請は可能か。	できません。
2 - 23	申請	申請後のキャンセルは可能か	交付決定後であってもその後の状況の変化で、採択後にやむを得ず変更（中止・廃止）する場合、変更承認申請書の提出とその内容の承認を受ける必要があります。事前に事業実施機関、マリノフォーラムへ連絡ください。
3 - 1	目標	成果目標等の達成状況の報告と評価はどのように行うのか。	事業実施者が助成申請時に「スマート水産機械等導入利用計画」において設定した成果目標等の達成状況について、目標年度(令和7年度)の翌年度(令和8年度)に事業実施機関、マリノフォーラムを通して水産庁長官にその報告書(運用通知別記様式第13～14号)を提出してもらいます。なお、報告内容により事業成果の評価が行われ、必要に応じて指導及び助言が行われます。
3 - 2	目標	成果目標の数値にあたり根拠を示す必要はあるのか。	成果目標の数値設定に際しては、根拠に基づいて行って下さい。
3 - 3	目標	計画書の数値目標はグループ全員の統一した目標か、それともグループ各自の目標か。	申請グループとしての目標です。
3 - 4	目標	成果目標を設定するにあたり、比較する基準年の設定等の指定はあるのか。	指定はありませんが、目標設定にあたっては、効果の説明ができる基準、根拠を基に設定してください。これら内容を総合的に評価します。
3 - 5	目標	事業実施状況報告書にある成果目標達成率については、いつ時点のものか。	目標年度は事業完了年度(R5)の翌々年度(R7)であり、令和7年度時点での達成率を令和8年度春頃にご報告いただくこととなります。

No.	分類	問	答
3 - 6	目標	資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資する取組とはどのようなものか。	取組例として想定しているものは下記です。 ＜資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化に資する取組の例＞ ・水産資源の動態把握や資源評価における精度の向上等が図られるもの ・漁場環境把握が高度化し、操業の効率化や赤潮等の自然災害のリスクの軽減等が図られるもの ・資源管理の強化につながるもの ＜養殖業成長産業化に資する取組の例＞ ・地域の漁場環境観測網が構築され、赤潮等の自然災害による被害のリスク軽減等が図られるもの ・漁場環境把握の高度化により、操業の効率化や赤潮・貧栄養化等の漁業被害軽減等が図られるもの ・適切な養殖管理や生産性の向上など、養殖業成長産業化総合戦略に掲げる取組の推進に資するもの
3 - 7	目標	応募に際して資源管理計画や漁場改善計画を実施している必要はあるか。	要件とはしていません。
4 - 1	納品	交付決定後の事業開始ということであるが、実績報告書に添付する見積書は交付申請時の見積書でも良いか。	交付決定後に改めて、交付決定後の日付の見積書（原則3者以上、導入予定の機械を1者しか扱っていない場合を除く。）を徴する必要があります。 その際に見積書の納入期限は、事業実施期間以内（最長令和6年1月19日）として下さい。
4 - 2	納品	いつまでに機械を導入しなければならないか。（機械の納入が遅れる可能性が想定される）	機械の発注は、交付決定後になります。 事業実施者は、遅くとも令和6年1月19日までに、実績報告書を（漁業者グループ等導入利用タイプ、共同利用タイプの場合は事業実施機関経由で）提出して頂きます。それまでに、納品、設置、代金全額支払い等が完了していなければなりません。
4 - 3	納品	実績報告書は、機械購入・設置後速やかに作成し、1か月以内に提出することとなっているが、機械を実際に利用するのはその後でも差支えないか。	設置後稼働できるようにしておくことは必要です。
4 - 4	納品	本事業は導入された機械等は耐用年数が終了するまで利用するということか。	取得財産等については、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱に規定する処分の制限を受ける期間（（残存耐用年数期間、以下「処分制限期間」という。））においては、本事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的な利用を図らなければなりません。また、処分制限期間においては、取得財産等のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、補助金の交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。
4 - 5	納品	財産管理台帳の作成を求めているが、これは事業実施機関に対してかそれとも事業実施者に対してか。	事業実施者と一部事業実施機関（事業運営事務費によって物品を購入した場合等）です。なお、事業実施者は、事業終了後も事業実施機関の指導の下、善良な管理者の注意義務（善管義務）をもって、機械の管理及び効率的な利用を図る必要があります。
4 - 6	納品	機械等の代金支払いを複数回で行いたい が、支払いが事業実施期間後になってしまった場合、補助対象となるか。	支払いは交付決定後であり、すべての支払いが事業実施期間内に完了し、定められた期限までに実績報告書の提出がなければ、補助金の支払いはできません。実績報告書の提出が遅れた場合、既に支払った金額も含めて、代金全額が補助対象外となります。
4 - 7	納品	助成金の受入れ口座は新たに開設する必要があるか。	明確に仕分けがされていれば、既存の口座でも可能です。
4 - 8	納品	銀行振込で代金を支払ったが、取引先が領収書を発行してくれたので、それを支払の根拠資料として保管すればよいか。	代金支払いの証拠書類としては、銀行振込受領書（振込先・振込額が分かるもの）も保管して下さい。

No.	分類	問	答
4 - 9	納品	3者以上の共同申請となるが、購入契約、支払、助成金の受け取りなどは、個人(口座)で対応するのか、それとも3者の共同名義での取引になるのか。	納品、支払いなどは代表者の指導のもとで行ってください。なお書類には「漁業者グループ名(うち、構成メンバー)」であることが分かるように明記してください。助成金は代表者に一括で交付されますので、代表者は責任をもって速やかにグループ各者へ分配してください。
4 - 10	納品	助成金は代表申請者に一括交付とのことだが、事業実施機関から各事業者への交付は出来ないか。	できません。代表者から速やかに構成メンバーへ受け渡しをお願いします。
5 - 1	データ	データ受け入れ側としての準備は必要か。	受け入れ担当者(分析担当者)を明確にいただき、受け取ったデータを何に使うかを考えて頂きます。
5 - 2	データ	国等試験研究機関へのデータ提供はいつまで行う必要があるのか。	機器実装費の要件として、利用期間は法定耐用年数以上としております。また、スマート水産機械等導入利用計画で国等の試験研究機関との連携の内容について記入することになっておりますので、計画に則ったデータ提供を法定耐用年数以上の期間で行っていただくことが求められます。 なお、データの提供の中止や計画変更が生じる場合は必ず事前に相談してください。
5 - 3	データ	国等の試験研究機関へのデータ提供は、リアルタイムな自動送信ではなく、適宜データがたまった段階における手動の送信であっても問題ないか。	適宜データがたまった段階における手動の送信であっても、問題ありません。
5 - 4	データ	水産庁のスマートバイネットワークにデータを提供する場合、協定書や提供のスキームはどうなっているのか。	水産庁のHPに掲載しています。 https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/R4hosei.html
6 - 1	事業実施機関	事業実施機関になるための要件、申請・認定等の手続きがあるのか。	以下のいずれかの要件を満たす機関である必要があります。 (ア)デジタル化推進協議会等の協議会 令和2年度第3次補正予算又は令和3年度補正予算において措置した漁獲情報デジタル化推進事業によって設立されたデジタル化推進協議会(行政機関、試験研究機関、漁業協同組合、民間企業等で構成される、地域ごとに漁獲情報収集等のデジタル化を推進する任意団体) (イ)漁業協同組合連合会又は漁業協同組合 (ウ)漁業又は養殖業に従事する者を主たる構成員とする団体及びその団体を構成員とする連合会 (エ)その他、代表者、目的、意思決定機関及び意思決定方法を含んだ規約を有し、本事業を確実かつ適正に実行することが可能な団体であると水産庁長官が認めるもの 事業実施機関のリストは随時更新し公開します。リスト登録が未了の都道府県からの申請の場合、申請者からの事前相談を受けて調整を行うため、締切が数週間程度早まる可能性がありますのでご注意ください。
6 - 2	事業実施機関	事業実施機関リスト登録が未了の都道府県からの助成金申請はどのように行われるのか。	申請先となる事業実施機関の調整が必要となるため、申請者がマリノフォーラムへ事前相談いただくために締切を早めに設定します。その場合、公募開始・終了の時期によりますが、あらかじめ事業実施機関リストに掲載のない都道府県の方が数週間程度、締切りが早まることを想定しています。
6 - 3	事業実施機関	事業運営事務費は、どのような流れでいつ頃請求・受領できるのか。遡及して経費計上できるのか(申請前の説明会経費など)。上記の成果目標の達成状況の確認作業に必要な経費を請求できるのか。	事業実施者からの助成申請をとりまとめてマリノフォーラムへ申請する際に、事業実施機関の事業運営事務費も併せて申請することになります。 請求は原則精算払いとなり、交付決定～事業実施機関の実績報告書等提出まで(最大、令和6年3月11日(月))に実施された事務経費に関して請求できることとなります。
6 - 4	事業実施機関	成果目標の達成状況の確認作業に事業実施機関は携わるのか	申請の取りまとめをおこなった案件については、達成状況の確認作業にも対応いただくこととなります。

No.	分類	問	答
6 - 5	事業実施機 関	R8年の事業実施状況報告のために達成 状況の確認等に係る費用は補助対象経費 となるのか。	本事業の補助対象経費は交付決定後から事業実施期間終了までに実施したものが 対象となります。
6 - 6	事業実施機 関	事業実施者の代表者あてへの振り込み手 数料を事業運営事務費として計上可能 か。	可能です。
6 - 7	事業実施機 関	事務作業を外部委託したいが可能か。ま た上限額はあるか。	委託は可能ですが、要件については、公募要領別紙2経費の説明の⑧委託費をご参 照ください。
6 - 8	事業実施機 関	事業運営事務費の概算払いは可能か。	原則、精算払いですが、必要であればご相談下さい。